

平成 29 (2017) 年 12 月 8 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
厚生労働大臣 加藤 勝信 様
文部科学大臣 林 芳正 様
オリンピック・パラリンピック担当大臣 鈴木 俊一 様

(一社) 禁煙推進学術ネットワーク* 理事長 藤原 久義



**禁煙推進学術ネットワークとして、新しい受動喫煙防止法に
面積基準による例外や喫煙室の設置を認めることに反対します。**

昨年12月7日、日本内科学会等多くの医学・歯学の学術団体からなる禁煙推進学術ネットワーク*は日本医師会、日本医学会、日本歯科医師会並びに日本歯科医学会と共に、国際スタンダードに合致したサービス産業を含め、例外なく公共の場所を全面禁煙とする罰則付き包括的受動喫煙防止法を制定されるよう、根拠データを添えて、「2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の成功に向けて屋内完全禁煙とする包括的受動喫煙防止法・条例制定の要望書」を安倍首相、関連3大臣等に提出しました(資料1)。また、本年2月24日にも同様の声明文を提出しました(資料2)。

一方、政府は受動喫煙防止法の改定を検討されていますが、最近の報道によれば、受動喫煙の規制に150平方メートル以下という面積基準による例外や喫煙室(分煙)を設けるか否かが議論されています(資料3)。そこで、上記要望書の主旨を踏まえて、我々の見解を再び述べさせていただきます。

<緊急声明> 受動喫煙防止のための法規制において、面積基準による小規模店舗の例外や喫煙室の設置等による分煙は、健康被害を防止するという目的に反するため、認めるべきではない。

理由：2016年12月7日の我々の要望書(資料1)で詳細に述べているように、欧米並びにわが国のデータによれば例外なき包括的受動喫煙防止法では健康被害の防止効果は明らかですが、部分的規制や分煙では効果が期待できません。多額の費用をかけて喫煙室を設置しても完全な受動喫煙の防止は出来ない上に、喫煙を容認した場所における労働者は受動喫煙に曝露されます。罰則付き包括的受動喫煙防止法・条例が必要であることは明らかです。このことはIOC並びにWHOの勧告と一致し、2020年東京オリンピック・パラリンピック成功の必須条件でもあります。

< 問い合わせ先 >

〒100-0011 東京都千代田区内幸町 1-1-1 帝国ホテルタワー18階
一般社団法人日本循環器学会内 禁煙推進学術ネットワーク事務局
TEL : 03-5501-0863 FAX : 03-5501-9855 事務局担当 : 小椋・高橋
URL : <http://tobacco-control-research-net.jp/>

*** 禁煙推進学術ネットワーク**

日本内科学会	日本小児科学会	日本産科婦人科学会
日本麻酔科学会	日本呼吸器学会	日本循環器学会
日本肺癌学会	日本心臓病学会	日本血管外科学会
日本動脈硬化学会	日本高血圧学会	日本臨床腫瘍学会
日本人間ドック学会	日本公衆衛生学会	日本疫学会
日本産業衛生学会	日本衛生学会	日本口腔衛生学会
日本口腔外科学会	日本口腔インプラント学会	日本歯周病学会
日本歯科人間ドック学会	日本有病者歯科医療学会	日本口腔腫瘍学会
日本健康心理学会		